

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成 10 年 8 月
③ 平成 11 年 8 月

申立期間①は、当時、町役場で定期的に国民年金保険料を納付していたのに、未納と記録されていることは納得できない。

また、申立期間②及び③は、退社後に自ら役場に国民年金加入手続きに行き、保険料を納付した。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、1 年と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされているところ、申立人は、昭和 51 年 10 月以降、住所の異動も無く、申立期間及びその前後の期間においては B 店を経営しており、生活状況等に大きな変化はなかったものと推認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

2 一方、申立期間②及び③については、申立人は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格喪失後、約 1 か月以内に A 町役場において国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間②については、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 7 か月後の平成 11 年 3 月 25 日付けで、申立人は、「未加入期間国年適用勧奨」の対象者とされたことが確認できること

から、この時点において、申立期間②に係る国民年金被保険者資格取得手続は行われておらず、当該期間は未加入期間であったと考えられる。

また、申立期間③については、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約1か月後に「未加入期間国年適用勧奨（初回勧奨）」が送付されており、この勧奨によって、申立人が当該期間の国民年金の加入手続を行ったと推認できるものの、平成13年8月8日付けで、当該期間に係る過年度納付書が作成されたことが確認できることから、この時点において、当該期間の国民年金保険料は未納であったと考えられる。

さらに、申立期間②及び③は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、基礎年金番号に基づいて保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から6年2月まで
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成6年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた当時の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっているため、記録を訂正してほしい。

また、申立期間は継続して勤務し、給料も変わることなく受け取っていたのに、A社からB社に異動したときの2か月間の被保険者期間が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、平成6年3月24日

付けで、5年10月1日に遡って8万円に減額訂正されている。

また、オンライン記録によると、元同僚29名についても、申立人と同様に平成6年3月24日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正処理について、A社の元事業主の妻は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額の引下げを提案されたので、標準報酬月額を遡って引き下げ、滞納額を減額した。」と証言していることから、当該遡及訂正処理は、申立人の報酬実態に即したものでなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた遡及訂正処理は、事実には即したものと考へ難く、申立人について、5年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿によると、A社は、当該期間において法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、平成6年3月31日に適用事業所でなくなったとする合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が記憶している元同僚は、「申立期間を通して、申立人と一緒に変わることなく仕事をした。」と証言している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の離職日は平成6年3月31日、系列会社のB社における雇用保険の資格取得日は同年4月1日と記録されていることから、申立人は、同年3月31日までA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められる。

また、平成6年3月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録、B社の元同僚の証言及び元同僚が保有している源泉徴収票により、申立人は、当該期間において同社に勤務し（平成6年4月1日にA社から系列会社のB社に異動）、当該期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年4月の標準報酬月額については、申立人のB社における同年5月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、B社は、平成6年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録が確認できないものの、商業登記簿によると、同社は、当該期間において法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、B社は、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成元年3月まで
退職後しばらくしてから国民年金の加入手続を忘れていることに気が付き加入手続を行った。
保険料を一括納付するのは無理なので、口座振替と同時に分割して納付した記憶がある。
全て納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「(申立期間の国民年金保険料を)まとめて納めたことはない。遅れた分は口座振替と同時に、1か月ずつを毎月現金で納付したが、現金で納付した分は、6か月から10か月分位で、1年はなかった。」としている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及びA市保管の申立人に係る「国民年金保険料口座振替依頼書」により、申立人は、平成元年8月頃、国民年金の加入手続を行うとともに、同年9月から口座振替による国民年金保険料納付を開始したと推認できるところ、オンライン記録によると、当該口座振替を開始する前の、同年4月から同年8月までの5か月分の国民年金保険料が納付済みであることから、申立人が主張する口座振替と同時に毎月納付した保険料は当該5か月分であると考えられる。

また、オンライン記録によると、平成3年3月7日付けで過年度納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において、申立人に国民年金保険料の未納期間があったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年7月までの期間、46年1月から48年7月までの期間及び49年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から同年7月まで
: ② 昭和46年1月から48年7月まで
: ③ 昭和49年2月から同年8月まで

会社を退職した時に既に20歳を過ぎていたので、国民年金に加入したが、保険料が払えないので免除申請の手続をした。

その後、何度か勤め先を変ったが、その間の国民年金期間についても、保険料の納付は困難だったので免除申請の手続をしたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

免除申請手続は、遡って行うことはできないところ、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、昭和61年4月頃に第3号被保険者として国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、免除申請手続は、毎年度行う必要があるところ、申立期間①は2年度（昭和43年度及び44年度）、申立期間②は4年度（45年度から48年度）、申立期間③は2年度（48年度及び49年度）と、複数年度に渡っており、行政側がこれを一度も記録しないと考えるのは考え難い。

さらに、申立人は、免除申請手続の回数や具体的な手続内容についての記憶が曖昧であり、免除承認通知書及び追納勧奨状を受け取った記憶も無いとしている上、申立期間前後において必要となる国民年金被保険者資格取得手続及び同資格喪失手続についての記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書、追納勧奨状等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。